

証券検査を巡る最近の動向について ～平成25年度証券検査基本方針と最近の指摘事例

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課長

鈴木 恭人

はじめに

日頃、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」）が実施する証券検査にご協力を賜り、また、本日のセミナーにて私どもが持つ問題意識共有の機会をいただき、誠にありがとうございます。

＜目 次＞

はじめに

1. 証券取引等監視委員会第7期活動方針
～公正な市場の確立に向けて～
2. 証券検査基本方針
3. 最近の諸問題への対応
4. 証券検査が直面する課題
5. 効率的・効果的な検査の実施手法
6. 内部管理態勢に対する検査
7. 証券検査基本計画
8. まとめ

説明に先立ち、最近の状況について私が感じていることを述べます。

市場環境が昨年（2012年）末から大幅に改善したことは、大変喜ばしいことです。金融商品取引業者（以下「金商業者」）の営業は、多忙をきわめる環境にあると思います。

それ以前の厳しい時期に、金商業者の中には、コンプライアンス部門も含め、態勢のスリム化を図られた業者も少なからずあったと思います。その後の急速な市場環境の変化に対応するため、各社において、態勢面の再構築が課題となっていると認識しています。

良好な市場環境の後、問題が明らかになるのは市場環境が悪化した時です。その際にリスクが顕在化し、新しい問題点が浮き彫りになることがあります。

したがって、良好な市場環境下でも、業者の皆さまが広い意味でのリスクに対する感度を持ち、コンプライアンス、プルーデンスの両面で心を引き締めて業務に携わっていただ

きたいと考えています。

本日のテーマの大部分は、「平成25年度の証券検査基本方針」です。これは証券監視委において、毎年度、証券検査の重点事項を示しているものです。

その話の前に、まず、証券監視委全体の3年間の方針から説明いたします。

■ 1. 証券取引等監視委員会第7期活動方針 ～公正な市場の確立に向けて～

まず平成23年1月に証券監視委の佐渡委員長の2期目の任期冒頭に公表した指針の概要をお話しします。

市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護のために市場を監視するという証券監視委の使命は、法律で定められ、普遍性のあるものです。

その使命を踏まえた証券監視委の活動の基本的な考え方は、「市場の公正を汚す者には怖れられる存在」であることです。

つまり不正には厳正に対処していく一方で、一般の投資家には心強い存在でなければなりません。

そのため、証券監視委では、次の三つの取り組みを掲げています。

- (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現
- (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ
- (3) 市場のグローバル化への対応

上記の(1)は、「機動性・戦略性の高い」の

部分が重要です。委員会の各課が、それぞれの持つ役割に応じてそれぞれのツールを有効に活用するだけでなく、相互に連携し合い、柔軟に情報交換をしながら活動することが重要です。

次に(2)の「市場規律」は、証券監視委の主體的・直接的な監視活動だけでなく、市場参加者自身の自己規律を求めるということです。強制や権力行使をするだけでなく、市場参加者への積極的な働きかけにより理解を得る活動を行っていきます。

(3)は、市場がグローバル化するなか、証券監視委も対応しなければならないということです。

こうした考え方をもとに、委員会の各組織が重点施策を講じております。

そのうち、証券検査の実施に関しては、「検査対象先の特性に応じた効率性かつ実効性のある証券検査の実施」と明示しています。

さらに、証券監視委の組織共通の目標として、自主規制機関等との連携を取組みに掲げています。

■ 2. 証券検査基本方針

3年間の活動方針を踏まえて、証券監視委では、毎年度、金商業者に対する証券検査の「基本方針」を策定しています。

その内容は、毎年大きく変わるものではなく、枠組みは昨年までと概ね同様です。

- (1) 証券検査の役割

(2) 証券検査を巡る環境

(3) 証券検査を巡る現下の課題

をそれぞれ示し、課題に取り組むための考え方を「基本方針」で明示した上で、個別業者、業態ごとの検証の重点と検査の手法等の工夫に係る具体的な方針を「検査実施方針」のなかで掲げています。

それぞれの項目の具体的な内容は、以下のとおりです。

まず(1)の「証券検査の役割」は、環境変化に関係なく維持すべき証券監視委及び証券検査の基本的な使命と目的を示しています。法令違反行為に厳正に対処し、市場に警告を発する一方で、検査対象の業者に自己規律を促します。証券監視委による証券検査だけでなく、金商業者全体の自己規律により、投資家が安心して投資できる環境を構築することが重要であると認識しています。

証券検査では、経営管理態勢に重点を置いて検証を行います。個別の法令違反を指摘しても、新たな問題は次から次へと発生することから、個別の事象以上に重要なのは、社会的責任を踏まえ、経営陣が会社全体をどのように管理しているのかということです。

また、顧客や営業員管理を通じて、業務の適切な運営を確保する内部管理態勢が作られているか否かを検証することが一番重要だと考えます。

証券監視委は、こういう問題意識を持ちながら証券検査に取り組んでいます。

次に、証券検査は、(2)にある最近の趨勢的

な環境変化に対する問題意識を持って対応します。

まず金融商品取引法（以下「金商法」）の制定により、検査対象業者が大幅に増加し、その業態が多様化しています。

具体的には、証券監視委が発足した平成4年、検査対象先はせいぜい1,000社強くらいの規模でした。それに対して今年3月現在、延べ8,000社程度になっています。また、業態の拡大については、証券監視委が発足した当時の証券検査の対象は、現在でいう第一種金融商品取引業者（以下「一種業者」）が中心でしたが、今はこのほかに、より中小零細業者の多い第二種金融商品取引業者（以下「二種業者」）が対象に加えられ、さらには、適格機関投資家等特例業務届出者という、小規模なファンドを運営・販売する場合に簡易な手続で業務をできる会社が、大幅に増加しました。

さらにいえば、従来からの業者でも、取扱商品、取引内容の多様化、複雑化が進んでいることから、商品や取引内容ごとに異なる検証方法で検証するとともに、検証の範囲の拡大にも対応する必要があります。

また、ITシステムの利用が進んでいますので、システムの安全性も検査します。

■ 3. 最近の諸問題への対応

(3)の「証券検査を巡る現下の課題」は次のようなものです。

リーマンショック以降の世界的な金融危機後には、金融システムリスクに対応しましたが、わが国における一番の問題は、昨年来相次いで重大な法令違反が発生したことです。

この1、2年、重大な法令違反が数多く発覚している状況であり、再び法令遵守が重要になっています。これらは単なる個別業者の個別の法令違反の問題ではなく、金商業者の市場仲介機能に対する一般投資者の信頼を損ねる重大な問題であると認識しています。

そのことを強く危惧するきっかけとなった事案は、AIJ問題、日本投資者保護基金による補償が必要となった丸大証券の破たん、公募増資インサイダー取引を巡る問題等です。さらに、基本方針の公表後には、MRIインターナショナルの問題も明らかになりました。

このような事案が数多く発生するなかで、証券監視委としては、個別の業者の個別の法令違反を検証するだけでは不十分だという問題意識を持っています。いくら個別の問題を顕在化させ、改善策や行政上の措置を講じたところで、金商業者全般の法令遵守意識や職業倫理が改善しないと、次から次へと新たな問題が発覚します。

したがって、業者自身に自己規律を持っていただくことの重要性を、様々な局面で伝えて業者の皆様の理解を促し、潜在的なリスクについても問題意識を持って業務改善につなげてもらいたいと考えています。その結果として投資家の信認を回復するというのが、大きな課題です。信認が回復されなければ、

足元の市場環境が良くても、中長期的に投資家のすそ野は広がらず、再び市場環境が悪化した時には市場が縮小するという繰り返しになり、結局、市場の活性化は実現しません。

次に、個別発生事案について、概略を示します。

AIJ問題は、投資一任業務に関して、当局や運用を依頼した顧客に対して虚偽の基準価額を告げ続け、これらの虚偽の内容を基に、さらに新たな顧客に勧誘し、結果として1,000億円以上の損失を年金顧客に対して与えたものです。再発防止策として、金融庁は、基準価額等の情報を、ファンドを運営している会社や監査法人から資産を管理している信託銀行に、正しく伝達する仕組みを盛り込む制度改正をしています。

現在、運用報告書の内容を拡充し罰則を強化する法改正案を国会に提出しております。

証券検査においては、投資一任業者に対する検査の強化を図っております。平成24年度から、投資一任業者に対する集中的な検査を行っており、今年度も継続します。また、検査監督の強化のための態勢整備を行おうとしているところです。

次は、投資者保護基金による補償が必要となった事案です。丸大証券の顧客資産の分別管理義務違反の事案において、平成24年3月に勧告を行いました。平成12年に南証券で発覚した事案から12年ぶりに、投資者保護基金からの補償が必要となる事案が発生しました。あってはならない事案が再発したもので

あり、補償額の規模にかかわらず、深刻に受け止めております。

続いて、公募増資に関連したインサイダー取引の問題です。インサイダー取引に対する課徴金の勧告が昨年3月から6月にかけて5件続きました。これらの状況を踏まえ、主幹事証券会社の法人関係情報の管理態勢の整備状況に係る特別検査を実施したところ、問題が明らかになりました。

証券監視委が問題視したのは、「法人関係情報に関する管理について、不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況」です。要するに態勢整備が適切になされていなかったことです。

特に内部管理部門の役職者が自らの会社の管理態勢の適切性を過信し、問題意識を持っていなかったという状況が認められました。検証の結果、チャイニーズウォールを超えて情報伝達がなされ、ウォールの外にいるはずの営業員が内側の情報をいつでも得られる状態にありました。さらに外に漏れた情報が何らのけん制効果が働かない状態で共有されるという状況のなかで、個別の法人関係情報が実際に漏れいしていました。

個別の事案で個別に情報漏えいが起こったことよりも、もともと構造的・組織的な態勢整備に問題があったことが深刻です。

この事案を踏まえ、金融庁では金融審議会のもとにワーキンググループを設置し、制度改革を行いました。実際に取引をした者だけではなく、情報伝達行為、取引推奨行為につ

いても、規制強化を講じる必要があるということで制度改革に至りました。

制度改革前には、日本において情報伝達行為や、それに伴う取引の推奨行為は規制されていませんでしたが、諸外国では少なくとも情報受領者が取引を行った場合には、その取引に加担した伝達者、取引推奨者も規制され、処分されるということです。現在、諸外国と同レベルの規制を内容とする金商法の改正案として国会に提出しているところです。

当局だけではなく、日本証券業協会（以下「日証協」）でも自主規制の規則を改正しています。今回、日証協は規則の一部改正に伴い、改正した規則についての「考え方」も制定しました。

実際の運用においては、法令の規定そのものだけでなく、法令の趣旨を踏まえて運用することが大事です。法令に具体的に行うべき措置の例示や趣旨を事細かに書くことは非常に困難です。今回、日本証券業協会は、法令の趣旨を踏まえて金商業者がどのような措置を取っていくべきなのかということについての「考え方」を明らかにしています。また、取るべき措置の例示を明らかにするとともに、法令および規則の趣旨を、より噛み砕いた形で記載しています。さらにこの「考え方」の記載事項は、すべての業者が画一的に行うのではなく、それぞれの会社の業務や規模、業務運営状況に応じて、各社で法令の趣旨に則り法人関係情報を管理するためにどうしていくべきか考えてほしいということまで示し

ていただいています。これらの取組みは、各社の「自己規律」につながる具体的な活動であり、当局としても、そこまで踏み込んでいただけることは、ありがたいことです。

加えて、公募増資インサイダーに関して、日証協が自主規制規則を見直し、これを踏まえて金商業者でも社内規則の見直しが検討されていると承知しており、今後、研修等を行ってもらえると思っています。

併せてこれを機に、法令の趣旨に則ってどのような社内規則を整備していくべきか広く検討してもらい、ほかの法令に関する事項についても社内規則等の見直しをし、研修にも反映させるといった積極的な取組みを期待しております。

次に、MRIインターナショナルの事案についてです。これは本店がアメリカにある第二種金融商品取引業者による事案です。

当社の業務は、アメリカの診療報酬債権を運用対象とするファンドをアメリカで組成して、それを日本でのみ販売をするというものでした。業務は平成10年から開始していましたが、金商法改正で、この業務が第二種業に位置づけられたことで、平成20年6月に二種業者として登録されました。この業務が特徴的なのは、日本の拠点は、募集行為や広告宣伝は行っていましたが、顧客からの出資や配当、償還等、資金にかかわる業務には携わっていなかったことです。日本の顧客は、直接アメリカのファンドを管理する銀行口座に入金するスキームでした。

当社は、顧客に対しては、適切に分別管理できると説明していましたが、証券監視委の検査で、当局間の国際協力の枠組みを用い、アメリカの銀行の入出金を行っている口座の情報を米国側に要請して取り寄せたところ、その入出金記録から実際に分別管理がされていなかったことがわかりました。実際には少なくとも出資に見合う債権の買取り記録はありませんでした。この事案については、証券監視委が日本の拠点を検査しただけでは会社の業務全体がどのように運営されているのか簡単には詳らかににはならないという特徴的な事案でした。資金管理を日本の拠点では一切行っていなかったからです。

したがって、この事案においては、アメリカ証券取引委員会（SEC）と協力し、業務の実態の解明を進めました。こうした場合においても、証券監視委は、機動性、戦略性の高い市場監視を行い、市場のグローバル化に対応して、ありとあらゆる手段を使って、実態解明や検証に努めていきます。外国の当局への協力要請により、必要な書類等の証拠を取り寄せるなど、検証のための多様な取組みの必要が生じています。

■ 4. 証券検査が直面する課題

こうした事案を踏まえ、証券監視委としては投資者の信認を回復することが最重要の課題だと認識しております。

このため、やや抽象的な表現ですが、「効

率的・効果的で実効性ある証券検査を実施していきます。使命・目的の達成を目指し、環境変化を踏まえつつ、検査を巡る課題への適切な対応を行わなければなりません。

証券監視委自身の課題としては、まず、証券検査対象の業態が多様化、複雑化している現状を踏まえ、情報の収集分析能力を高めなければなりません。

私どもは、検査対象は、三つの面で、多様化、複雑化しているという認識を持っています。

一つ目は、検査対象先の業態の多様化であり、この点については、すでにご説明しました。

二つ目は、顧客の多様化です。

従来は、一種業者による個人投資家への金融商品販売等に係る問題点を検査対象とすることが多かったのですが、プロ同士の取引において、市場の公正を歪める不正が明らかになりました。

また、AIJの問題は、契約の直接の相手方は厚生年金基金であっても、最終的には年金の保険料を納めてきた人たちの利益の保護を図る必要があるという意味で、投資家保護の問題であり、こうした顧客の特性をきちんと把握する必要があります。

三つ目は、商品・取引の多様化です。AIJの問題でいえば、ケイマン籍の外国籍投資信託で運用が行われました。公募増資インサイダーでは、企業による公募増資の局面での空売り取引で問題が認められました。MRIの間

題では、アメリカで組成された事業型ファンドの運用と販売で問題が認められました。さらに最近では、自己信託という形での集団投資スキームを悪用した事例も発生しています。

このように、複雑化・多様化する取引ごとに問題を把握するため、情報収集分析能力を高める必要があります。

一方、実際に検査できる対象先の数は大幅に増やせるわけではないので、リスクベースで対象先を選定して、重点的に検査していかなければならないと考えています。そのためにも業態ごとの特性や、各業態のなかでの個別業者の規模等の位置づけ、個別業者の人的構成、資本構成といった点も含めて、あらかじめ情報を収集分析して検査対象先の選定をしなければなりません。

その一方で、証券監視委が検査に行ける先が少ないことにより、問題の発見が遅れるという事態を避けるため、検査の実施率（カバレッジ）を増やす努力もしなければなりません。二種業者や投資助言・代理業等、金商法の制定後に著しく数が増加した業態に対する検査を増加させることが重要です。その際、従来どおりの検査手法では、一件ごとに日数や人手が大幅に割かれ、その分検査対象先が少なくなってしまうことから、大幅に異なる検査方法の導入も考えています。

■ 5. 効率的・効果的な検査の実施手法

次に具体的な検査の実施方法に関する方針を説明します。

まず、検査対象先の特性に応じた重点検証事項は、次の二つの項目に分けられます。

- (1) 業態その他の特性に着目した検証
- (2) 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

(1)については、個々の業者の業種・業態に着目した重点検証事項です。

そのなかで「金商業者等の市場仲介機能」、「法人関係情報の管理等」、「公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況」、「投資勧誘の状況」に係る検証は、主に一種業者の業務に対するものです。

法令を単に遵守するというよりは、それを超えた業務の質的な改善まで求めています。

具体的には、「金商業者等の市場仲介機能に係る検証」では、まず市場仲介機能をしっかり果たしているのか。特にゲートキーパーとしての機能、役割を果たしているのかを検証します。ゲートキーパーとは、上場企業や市場での取引主体が、市場に参加して取引する際に適切に取引を行っているかをモニタリングする役割を負っている側の立場としての金商業者等の役割を表している言葉です。証券監視委は、一種業者に対しては、市場において、売買管理、売買審査という立場で市場

の番人としての機能の発揮を求めており、自らが法令を守るだけではなく、より高い次元の役割を期待しています。

また、対症療法的に法令遵守の不備に対応するのではなく、内部管理規則を整備し、どのように実効性を担保していくかという組織態勢、人材育成等により、どのようなリスクが起きる可能性があるのかを中長期的に見据えて、態勢整備を進めていただきたいと思います。これらにより、一種業者には、公正透明な市場の形成に向けて、市場の担い手としての努力を促しております。

一方、投資勧誘の状況に係る検証は、投資者保護に係わる問題の検証です。特に足元で市場環境が非常に好転している状況では、顧客側もリスクに対する意識が弛緩している可能性があります。顧客にとってリスクが高すぎる商品について、顧客自身が購入したいと希望する局面もあるかもしれません。しかし、それに応じて、顧客の特性を十分に確認せずに業者側が顧客に対応すると、次に市況が悪化した局面において、金融商品についてのリスクの説明がなかったと顧客側から指摘され、適合性の問題が生じる可能性もあります。

顧客自身が商品のリスクを認識せずに慎重な投資判断をしないことについて、証券監視委が証券検査の立場で直接に批判をすることはできません。それゆえ、業者は、あとで顕在化する可能性のあるリスクを現時点で認識していただき、将来の市場悪化時に発現する可能性のあるリスクとして管理していただき

たいと思います。

真の意味で誠実公正な営業姿勢、適合性原則の観点を現在のような市況の好調な局面でも維持していただけるようお願いします。

次にお話しするのは、昨年から継続している投資一任業者向けの集中検査についてです。AIJ問題を踏まえて実施しているものですが、集中検査においては、運用業者の運用の直接的な対象商品だけではなく、その先の最終投資先まで含めて、どのような投資がなされているのか、基準価額の算定が適切に行われているのか、監査が適切になされ、適切に報告されているのか、さらには年金顧客との契約締結の経緯等にまで踏み込んで、深度ある検査をしています。

さらに集中検査においては、個別業者について別々に検証するだけでなく、業者横断的に、横串を差して、同じ目線で各社の検証を行っています。したがって、1回臨店の検査が終わったあとでも、すぐに検査結果を取りまとめて相手方に通知することはせずに、ほかの検査先で明らかになった問題点についても再検証しております。この結果、業者の皆様には負担をかけ、検査期間が長くなっているケースも多くあります。効率化には努めていますが、AIJ問題を踏まえ、投資運用業者や投資一任業者は、ほかの業者より運用側に立った重い受託者責任を負っているということ踏まえた集中的な検証を行っているということで、理解を求めています。

今しばらく集中検査を実施することによ

り、投資運用業に対する検査のノウハウを、証券監視委・投資運用業者の双方で蓄積して、効率的な検証を行えるようにしていく必要があると考えます。

さらに証券監視委では、投資一任業者への検査に関連して、年金運用ホットラインを設けました。これは単なる電話窓口ではなく、年金運用の専門家を配置して総合的に対応する取組みであり、その専門家は、商品、業者の経営状況分析、業者のデューデリジェンス、モニタリング状況まで分析しています。情報収集分析の能力強化のため、今後もこの取組みを実施していく必要があります。

今後は、こうした取組みを、投資一任業、投資運用業向けだけでなく、ほかの分野にも広げていきたいと考えています。

次は、「ファンド業者の法令等遵守状況の検証」、「無登録業者に対する対応」です。

ファンド業者の中には悪質なものが散見され、特に無登録業者による業務は、それ自体が違法なものですので、厳正な対処をしていく必要があります。

新たな取組みとして、登録後できるだけ早期に、登録どおりに業務が運営されているかを短期間で検証することにより、検査のカバレッジを拡大させるための検査も予定しています。

残念ながら二種業者や適格機関投資家等特例業務届出者（63条業者）の間では、虚偽の説明という悪質な法令違反や顧客資産の流用という投資者保護上重大な問題となる事例が

多いのが実情です。まずは、全般的に法令遵守の検証をしなくてはならないのが実態です。

特に63条業者と無登録業者については、関係当局、捜査当局との連携も強化し、必要に応じて裁判所に禁止命令等に申立てを行います。またそこに至らない場合でも、悪質な事例には業者名や代表者名、さらには事案の概要を公表する形で厳正に対処していきます。

信用格付業者については、24年度までに、ようやく一巡目の検査が終わったところです。これまでの検証結果を踏まえまして、二巡目の検査では、より深度のある検査を行う必要があります。一巡目は、態勢整備の状況の確認が中心でしたが、今後は格付方針や業務の中身まで含めて、検証の範囲を深めていかなければならないと考えています。

諸外国の信用格付業者に係る監督当局とも情報交換をして、諸外国の動向も踏まえ、今後検査の方向性を検討し、次のラウンドでの検査の進め方を考えていきます。

■ 6. 内部管理態勢に対する検査

(2)の内部管理態勢、財務の健全性の検証は、検査対象の経営陣と双方向の対話等も踏まえて、金商業者の各業態の業務ではなく、「内部管理態勢」等を検証していくものです。とりわけ大規模かつ複雑な業務を一体として行う証券グループの証券会社については、今後は、常日頃から状況を把握することが必要だ

という問題意識を持っています。

また、内部管理の中でも、システムリスク、情報システムの影響がどんどん大きくなってきており、その管理態勢の検証も重要になっています。検査においては、障害発生時にシステム部門だけではなく、顧客対応や情報発信をどうするのかといった点も含めて検証していきます。

情報セキュリティに関しては、個人情報の漏えい等は、情報システム部門だけの問題ではありませんので、会社全体の取組みの状況を検証します。

さらに、多くの業者において、情報システムのオペレーションは、ベンダーに外部委託されています。そのような場合も、金商業者自身が外部委託先を、契約に基づいて適切に管理しなくてはなりません。契約条項の整備や、モニタリングの実施状況、あるいはシステム監査の実施により外部委託先まで適切にモニタリングしているかといった検証を行います。

リスクの顕在化を予防する態勢の整備状況とともに、業務継続計画の実効性についても検証しています。

財務の健全性に関しては、投資者保護基金による補償が必要になった事案の発生後、監督部局、日証協、投資者保護基金と緊密に連携をとり、財務の健全性に疑いのある会社の情報について、個別に、日々情報を交換し、共有しています。今後再び同じようなことが起きないように、予防的に対応していきたい

と考えています。

■ 7. 証券検査基本計画

次に、実際に証券監視委が検査をどのように進めていくかを説明します。

まずリスクベースでの検査の優先度を判断していくため、年度単位で「基本計画」を立てています。

具体的には、「基本計画」において、一種業者、投資運用業者、信用格付業者については、「継続的」に検証すると記しています。少なくとも数年に1回は、何らかの問題や情報がなくても、必ず検査に行き、予防的・継続的にリスクを把握します。

次に二種業者、投資助言・代理業者、63条業者等に対しては「随時実施」としていますが、この「随時」の意味は、個別業者の情報を収集して、そのうえでリスクの高いところから検査を実施するというものです。

検査に適切に対応いただける金商業者との関係では、双方向の対話の充実を一層図っていきたいと考えています。

一方通行ではなく、証券監視委の検査に対する問題意識について意見もいただきながら、市場あるいは金商業全般の方向性も含めて対話ができる関係を構築できればありがたいと考える次第です。

その一方で、検査の実効性を阻害する行為を行う業者が残念ながら一部にみられるのも事実です。そうした業者に対しては、厳正に

対処をするしかないと思います。そこは証券監視委の有する権限に基づく対処をします。

■ 8. まとめ

証券監視委は、金融庁、財務局、外国の証券規制当局等とも、常日頃から情報共有、情報交換をしております。

さらに、個別の検査、個別の業者に係る情報共有をする必要がある場合には、検査の実施に当たっての連携も図っていきます。

また証券監視委にとって、中小の業者等に対する検査のウェイトも高まっていますので、自主規制機関の検査、監査を強化してもらうことで、監視機能の総体としての向上を目指していきます。

証券業者等の検査・監査等を担うのは証券監視委だけではなく、自主規制機関と連携が重要です。さらには各社のコンプライアンス部門が、営業部門やあるいはほかの業務部門を監視する機能も存分に発揮していただきたい。これらを合わせて市場全体での監視機能を向上させるのが望ましいと考えています。

そのうえで、最近の考え方として、証券検査は、検査対象先の法令遵守等状況の適切性を検証するだけでなく、広い意味での金融市場・取引におけるリスクを把握するための最も貴重な情報収集の機会であるという意識を持つよう心がけています。

市場関係者や検査対象先との対話の場面でも、市場全体でのリスク認識や不適切な行為

の事例情報をご提供いただきたいと思います。
す。

市場関係者の皆様におかれては、現時点で
市場環境が良くても、心理面・コンプライア
ンス面で弛緩することなく、将来的なリスク
顕在化の可能性も念頭に置きながら、日々業
務に取り組んでいただきたいと思います。

ご清聴いただき、ありがとうございました。

（ 本稿は当研究会主催によるセミナーにおける講演の要旨 ）
である。構成：丸岡 明